

公立大学法人京都市立芸術大学職員研修規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第39条第4項の規定に基づき 公立大学法人京都市立芸術大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員としての職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させるとともに、倫理意識の高揚やコンプライアンスの遵守など、広く人材を育成し、その資質等を向上させることを目的とする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、研修担当理事を研修の責任者に任命する。

(研修担当理事の責務)

第4条 研修担当理事は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修に関する計画を立て、実施に努めなければならない。

2 研修担当理事は、必要と認めるときは、他の機関と共同又は他の機関に委託して研修を行うことができる。

(職員の責務)

第5条 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得するために自ら研鑽に努めなければならない。また、業務として研修を命じられた場合には、これに従事しなければならない。

(業務を通じての研修)

第6条 研修担当理事は、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）をして、職員に対し日常的に必要な研修を行わせるものとする。

2 研修担当理事は、前項に規定する研修が適切に行われるよう、監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

(研修中の義務)

第7条 職員は、研修期間中はその計画に基づき研修に専念しなければならない。

(研修報告)

第8条 研修に参加した職員は、研修終了後速やかに研修報告書を研修担当理事に提出しなければならない。

2 研修報告書のうち研修担当理事が適当と認めるものは、公表することがある。

(研修効果の把握及び研修の記録)

第9条 研修担当理事は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の育成その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、研修記録を作成し保管しなければならない。

(教員に関する特例)

第10条 教員は、授業に支障がない限り監督者の承認を受けて、自宅等において研修を行うことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、理長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。